

## 入札説明書（希望制指名競争入札）

この入札説明書は希望制指名競争入札にあたり、入札心得（世田谷区ホームページ「契約・入札情報」の「要綱・要領及び基準」に掲載）の内容を補足するものであり、世田谷区が発注する物品の買入れ、製造の請負、委託、賃貸借等に関し、競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を記載しているものです。入札案件の参加を希望する事業者の方は、この入札説明書及び入札心得並びに「東京電子自治体共同運営 電子調達サービス」（以下「電子調達サービス」）の発注案件情報等の内容を踏まえ、入札に必要な手続きを行ってください。

なお、入札参加者の指名にあたっては、不誠実な行為や履行不良など不適格者と認められる事実があった場合は、希望申請要件に適合したとしても指名しない場合があります。

### 1 件名：特別区税等の納付書等の印刷、出力環境構築及び出力・封入封緘委託（単価契約）（債務負担行為）

### 2 入札保証金： 免除

### 3 契約保証金

世田谷区契約事務規則第46条第2項の各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する旨を、契約締結時に告知します。

### 4 発注図書（仕様書等）の受領

電子調達サービスにおいて、希望申請にあたっての参考として案件公表時に「入札情報サービスの発注案件情報」で仕様書案を公表しますが、正規の仕様書は指名後に「電子入札の発注図書等受領案件」で受領する仕様書となります。

両者の内容は一部で異なる場合があります。必ず指名後に発注図書として仕様書を受領・確認し、入札書を提出してください。

その他の発注図書についても、同様に必ずご確認ください。

受領が確認できない場合は、その者の入札書を無効とする場合がございます。

※ 入札書提出後は、電子調達サービス上で発注図書を確認することができなくなります。  
発注図書は必ず印刷（ダウンロード）しておいてください。

### 5 指名

指名予定日 10月2日

希望制指名競争入札における指名は、指名予定日以降に指名の有無について電子調達サービス上で直接ご確認ください。メールによる連絡は行っていません。（任意指名を除く）

### 6 質疑応答

指名後に、仕様内容等に関する質疑応答を電子調達サービス上で行います。

質問締切 10月6日 15:00

回答予定 10月8日 15:00

※ 紙書類やFAX、メール、口頭等による質疑応答は、原則として行いません。

※ 自社が質問を提出していなくても、他社が質問を提出していることがあります。

必ず回答予定日時後に回答状況を確認した上で、入札書を提出してください。

※ 一度提出した入札書は書換え、差替え又は撤回することはできません。

### 7 新規事業者の取り扱い

#### （1）指名制限

新規参入事業者については、履行状況・品質等に問題がないことを確認する必要があることから、最初の契約についての履行が完了するまでの間、次（2本目以降）の契約締結を行わないこととします。（契約期間が6ヶ月を超える契約は契約締結日から起算して6ヶ月を経過するまでとします）。よって、これに該当する場合は、入札参加者の指名を行わないのでご了承ください。

#### （2）落札制限

新規参入事業者が参加する最初の案件について、複数の案件を指名されている場合は、一つの案件を落札した時点で他の案件の開札を「無効」として取り扱います。

## 8 印刷見本の有無 「有り」

※上記「見本閲覧の有無」が「有り」の場合は、仕様書の補足資料として見本を閲覧することができます。見本は案件公表日から入札日前日までの間（開庁時間に限る）、契約係カウンター（世田谷区役所財務部経理課（東棟5階 503番窓口）の見本置き場に備え置きますので自由にご覧ください。

※見本は仕様書の補足資料であり、完成品と同一ではありません。仕様書と異なる部分は仕様書を優先します。

※見本の持ち出しはできません。

## 9 関係会社の取り扱い

関係会社の入札参加は、同一の案件及び同日開札における落札制限対象の案件においては一者に限ります。組合での入札参加の場合、その構成員は同一案件及び同日開札における落札制限対象の案件には参加できないものとします。

## 10 入札

入札は、電子調達サービス上で行います。

### （１）入札金額

①入札書の金額は、『税抜』の「各単価×各予定数量の総額」を入力してください。

②発注図書の「入札補助表」を印刷（ダウンロード）の上、必ず単価を入力して、入札書の金額に誤りがないようにしてください。

### （２）再度入札

1回目の入札で落札者が無い場合は、原則として次のとおり再度入札を実施します。再度入札を実施する場合は、電子調達サービスに登録されたメールアドレスに再度入札通知書のメールが送信されます。世田谷区から再度入札になった旨の電話連絡はいたしませんので、再度入札通知書で日程等をよくご確認の上、再度入札をしてください。なお、提出時間を過ぎると自動的に不参により失格となります。

①回 数 最大2回まで実施します。

②時 間 再度入札1回目：開札の約1時間後（詳細は再度入札通知書参照）  
再度入札2回目：上記の約30分後（詳細は再度入札通知書参照）

※ 上記時間は予定ですので、実際の再度入札の日時は、電子調達サービスから発行される再度入札通知書をご確認ください。

## 11 委託契約約款（契約条項）

本件の契約には世田谷区委託契約約款を適用します。（[世田谷区トップページ](https://www.city.setagaya.lg.jp/02234/8044.html) > [区政情報](#) > [契約・入札情報](#) > [様式・要綱等](#) > [契約約款（契約条項）](#) をご覧ください。）

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02234/8044.html>

## 12 契約書類

落札決定通知書をご確認ください。

## 13 その他

（１）入札参加者は、入札心得を遵守しなければなりません。入札心得は世田谷区ホームページ「契約・入札情報」の「要綱・要領及び基準」に掲載しています。必ず内容を確認してください。

（２）入札参加資格を失効している者、指名停止を受けている者、入札参加除外措置を受けている者、指名制限の対象に該当している者は入札に参加できません。

（３）上記（２）により入札に参加できない者となった場合は、入札書を提出していても、開札時にその入札書を無効とします。

（４）落札後の辞退や契約違反は指名停止措置の対象となります。詳しくは世田谷区指名停止基準をご確認ください。（[世田谷区トップページ](https://www.city.setagaya.lg.jp/02234/8043.html) > [区政情報](#) > [契約・入札情報](#) > [様式・要綱等](#) > [要綱・要領及び基準](#) ページ内に掲載しています。）

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02234/8043.html>

（５）落札後から契約締結日より前までの間に指名停止となった場合は契約を締結しません。

《電子入札の内容等に関すること》

世田谷区財務部経理課契約係 担当：佐治 TEL：03-5432-2149 FAX：03-5432-3046

《操作手順やパソコンの設定等に関すること》

e-Tokyoコールセンター TEL：0570-05-1090

受付時間：祝祭日を除く月曜日～金曜日 8：30～17：15